

京都市告示第765号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の徴収事務を委託します。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

- 1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地
株式会社ソラスト 東京都港区港南2丁目15番3号
- 2 京都市公金収納受託者に委託する徴収事務の歳入の種類
児童福祉センター使用料、児童福祉センター手数料
- 3 京都市公金収納受託者として指定した日
令和8年2月2日
- 4 京都市公金収納受託者へ徴収事務を委託する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(児童福祉センター)